

事業者 各位

岡山県西部環境整備施設組合
管理者 笠岡市長 小林嘉文
(公 印 省 略)

令和 4 年度以降の里庄清掃工場への産業廃棄物の搬入について

廃棄物処理につきましては、平素から格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和 3 年度廃棄物処理申請時にお伝えしているところではありますが、里庄清掃工場への廃棄物の搬入につきまして、令和 4 年度から従前と取扱いが変更される点がございますので、あらためてお知らせします。

これまでに比べて何かとお手数をお掛けすることになりますが、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 変更点

令和 4 年 4 月から、全ての産業廃棄物について里庄清掃工場へ搬入することができなくなります。

2. 経緯

里庄清掃工場に搬入できる産業廃棄物は条例に規定されており、あわせ産廃として受入を行って来ましたが、令和 4 年度から井笠広域一般廃棄物埋立処分場が稼働するに当たって、同処分場には産業廃棄物の焼却残渣を搬入できないことになっていることから、同処分場が供用開始となる時期に併せて、取扱いを変更するものです。

〒719-0302
岡山県浅口郡里庄町新庄 3655 番地
岡山県西部環境整備施設組合 事務局
TEL : 0865-64-2186
FAX : 0865-64-1007